

1. 取引条件

- 1.1 本契約のグローバル調達規約(以下「GP 標準規約」)は、当事者間のグローバル調達マスターターム契約(「マスターターム」)に付属したものです。本契約に基づきサプライヤーより提供されるすべての製品および/またはサービスは、商用または日本 HPE の社内業務用で使用されます。ただし、対応する「作業範囲記述書(SOW)」もしくは注文書に両当事者が別途合意した場合を除きます。

2. 財務条件

- 2.1 **価格。**すべての製品および/またはサービスの価格は、SOW に規定し、当該 SOW に別段の定めがない限り、すべての旅費および日当が価格に含まれます。

- 2.2 **税金。**本契約に基づき HPE に販売された製品またはサービスの販売に課される付加価値税(VAT)、物品サービス税(GST)、州売上税(PST)、販売税、使用税または類似の取引税が、法令により HPE に合算してまたは別々に課される場合、HPE はかかる税をサプライヤーに払うか、払い戻すものとします。HPE は、サプライヤーの純法人税、総所得税、資本税、富裕税、財産税、またはサプライヤーもしくはサプライヤーの社員に課される雇用関連税(ただしこれらに限らない)など、法令によってサプライヤーに課せられるいかなる税もサプライヤーに支払わない、または払い戻さないものとします。

HPE、その関係会社または HPE の顧客により使用される国と同じ国でサービスが履行され、および/または同一国内で製品がサプライヤーにより生産、販売、リースされる場合、当事者が書面で別途合意しない限り、請求および支払いはかかる国の当事者の事業体の間で行うものとします。

HPE またはその関係会社が、本契約の下で支払うべき総額から控除または源泉徴収することを法令により義務付けられている場合、かかる控除に基づいて HPE またはその関係会社が支払う総額は、法的に義務付けられたかかる控除額または源泉徴収額を差し引いてサプライヤーに支払われるものとします。

- 2.3 **請求書の提出。**いかなる請求書も製品および/またはサービスが提供された日より前の日付では発行できません。ただし、作業範囲記述書(SOW)または本契約のその他の付属書で受領基準が規定されている場合を除きますが、その場合でも、いかなる請求書も HPE による受領日より前の日付では発行できません。サプライヤーは、本契約の条件の下で請求書を発行する権利を得た後 30 日以内に HPE に請求書を発行することに同意します。いかなる場合であっても、請求書を初めて発行できる日の(180)日後以降にサプライヤーが請求書を発行またはその訂正を提出することはできず、かかる時宜を得た提出は HPE の支払義務の前提条件となります。各請求書は、注文書に記載された住所、または電子請求書が適用される場合は HPE が別途指示する通りに提出するものとします。

- 2.4 **支払条件** 本製品および/または本サービスの購入に関連して、HPE に提供されるすべての請求書は、毎月の 29 日から翌月の 28 日までの期間(以下「累積期間」といいます)に累積されます。HPE は、累積期間終了後 65 日に最も近い月の最初の営業日に、累積期間中に収集された適合請求書の支払いを開始します。前述にかかわらず、取引が下請代金支払遅延等防止法(以下「下請法」といいます)に準拠している場合、支払いは納品後 60 日以内に行うものとします。早期支払割引が適用される場合は、適合請求書が HPE によって受領された日付から計算されます。特に明記されていない限り、日本円での支払いとなります。支払いは、本製品および/または本サービスの検収とは見なされず、HPE の検査権を損なうものではありません。本製品および本サービスが指定された基準を満たしていると HPE が判断した時点で検収(以下「検収」といいます)が完了するものとします。下請法が適用される場合を除き、HPE は、サプライヤーに事前に通知することなく、独自の判断で、HPE に支払われるべきあらゆる種類の売掛金額、返済金額または請求金額を、サプライヤーの請求書から相殺または控除する権利を有します。

- 2.5 請求書の要件。HPE が指定する請求先への請求書の送付方法を問わず、適合する請求書には少なくとも以下を記載するものとします。(i) サプライヤーの名称および請求書の日付、(ii) 該当する場合、特定の注文書の番号、(iii) 該当する場合、実際に提供された製品および／または行われたサービスのシリアル番号、価格および数量、(iv) クレジット項目(該当する場合)、(v) 支払い送金先の担当者の名前(該当する場合)、役職、電話番号、郵送住所および送金住所(郵送先の住所と異なる場合)、(vi) 随時 HPE が合理的に要求する可能性のある具体的な書類および情報、ならびに(vii) 該当する場合、現地の納税要件を満たして控除および過誤納税の還付を確保するための様式。サプライヤーは、課税および非課税の購入品、税の種類、適用税率、課税合計、および税務局について請求書に別々に記載することに同意します。
- 2.6 経費。HPE は、サプライヤーが負担するいかなる経費も払い戻しません。ただし、経費が合理的かつ HPE が書面で事前に承認し、実際に経費が発生した日から 60 日以内の請求書に項目別に記載された場合は除きます。
- 2.7 電子請求書。準拠法で禁止されている場合を除き、サプライヤーは HPE の要請に応じて、サプライヤーの費用負担の上で、電子請求書発行プロセスを実施し、HPE または HPE のサードパーティサービスプロバイダーが指定した電子フォーマットで、HPE または HPE のサードパーティサービスプロバイダーに請求書を電子送信するものとします。サプライヤーは、かかるプロセスの使用は HPE とサプライヤーの間の購入関係についてサービスプロバイダーに情報を公開する可能性があることに同意します。ただし、かかるサービスプロバイダーは HPE により、サプライヤーの情報に関して、これらの規約で規定するものと実質的に類似する守秘義務に拘束されます。下請法が適用される場合を除き、HPE からの要請後合理的な期間内(90 日を超えない)にサプライヤーが電子請求プロセスを実行できない場合、HPE はサプライヤーが請求書を電子提出するまで、電子的に受領しなかった請求書の支払いを留保できるものとします。

3. 注文、納品および承諾条件

- 3.1 リセラー認定書。HPE が本契約に基づき商用として発行する注文書には、必要に応じてリセラー認定番号を記載します。
- 3.2 注文書要件。サプライヤーは、HPE が納品または費用を明示的に承認する HPE の注文書を受領していない限り、いかなる製品および／またはサービスの提供または経費の支払いも開始しないことに同意します。またサプライヤーは、HPE から注文書を受領する前に開始したサービスまたは支払った費用に関連して生じるいかなる費用、経費、損失または損害について HPE に請求する権利を放棄します。
- 3.3 変更。サプライヤーへの通知をもって、HPE は未納品のサービスまたは成果物に関連する SOW の要件を変更することができます。このような変更が価格またはスケジュールに影響を与える場合には、必要と見なす変更を HPE に速やかに通知し、両当事者間で公正な費用負担を速やかに協議し合意した上で SOW を修正します。HPE は、SOW への権限のない変更についてサプライヤーへの義務を負いません。
- 3.4 権利および損失リスク。サプライヤーの HPE に対する製品の引渡しには、関税込み仕向地持ち込み渡し条件が適用されます。

4. 権利の付与 – 使用許諾製品

- 4.1 製品および／またはサービスに、ソフトウェア、ファームウェア、ドキュメンテーションが含まれている場合、サプライヤーは HPE に対して、ドキュメンテーションの使用、複製、表示、派生著作物の作成、および、かかる著作物、ソフトウェア、ファームウェアを直接的または HPE 製品に統合されたものとして配布する権利、または当該権利をサードパーティにサブライセンスする非独占的、永続的、無料、かつ世界的なライセンスを付与します。サードパーティライセンスの要件 – サプライヤーは、すべてのライセンスを特定し、製品に含まれる第三者ソフトウェアのライセンスの要件を満たすために必要なすべての資料を HPE に提供します。サプライヤーは、オープンソース要件のあるライセンス(GNU General Public License など)に基づいて許諾されたソフトウェアのソースコードを HPE に提供するものとします。サプライヤーが以前に提供した資料にソースコードが含まれてい

ない場合、サプライヤーは、HPE の要求から 7 日以内に、オープンソース要件のあるオープンソースライセンスの下で許諾されたソフトウェアのソースコードを提供するものとします。サプライヤーは、必要に応じて資料を複製し配布する権利を HPE に付与します。

5. データのセキュリティとプライバシー(個人情報保護)

- 5.1 サプライヤーは、プライバシーとセキュリティを保護する対策を講じこれを維持して、サプライヤーポータル上の現行のデータネットワーク・セキュリティに関する付則およびプライバシーに関する付則に従い、HPE のデータ、サービスおよび製品を保護するものとします。
(https://h20168.www2.hpe.com/supplierextranet/Data_Security_and_Privacy.do) HPE は、サプライヤーポータルおよびサプライヤーポータルに参照されているウェブサイトまたはウェブアドレスの内容を、変更する権利を有します。本書に定義のない用語は、データネットワーク・セキュリティに関する付則または個人情報保護に関する付則の定義に従うものとします。
- 5.2 サプライヤーが、HPE 製品に統合されている HPE 製品関連サービスを提供している場合、サプライヤーは HPE のサプライヤーポータル (<https://h20168.www2.hpe.com/supplierextranet/index.do>) に既定のある HPE のサプライヤー・コンプライアンス要件も順守しなければなりません。
- 5.3 サプライヤーは、HPE のデータの収集、保存、転送、共有、表示、アクセス、またはその他の処理(「処理」)および情報システムへのアクセスを、サービス、ソフトウェア、または製品の提供に必要な範囲と方法により、本契約または作業仕様書(SOW)の規定を含む HPE の指示に従って行うのみとします。それ以外の目的のために、サプライヤー自身またはサプライヤーの代理が HPE の情報システムにアクセスもしくはこれを使用し、または HPE のデータを処理することは、サプライヤーによる重大な契約違反とみなされるものとします。サプライヤーは、HPE から事前の書面による許諾があった場合を除き、HPE のデータ、HPE の情報システムおよび製品の、販売、賃貸、譲渡、頒布、開示、複製、変更、削除を行ってはなりません。サプライヤーは、HPE のデータの処理およびサービスと製品の提供のすべてにおいて、すべての適用法を確実に順守するものとします。サプライヤーが、かかる適用法および本条件に従って HPE のデータを処理したり、サービスや製品を提供することができない場合には、サプライヤーは直ちに HPE に書面で通知しなければなりません。
- 5.4 サプライヤーは、ISO 27001/2 等の情報セキュリティ業界標準の安全対策を備えた包括的な情報セキュリティプログラムを開発し、導入し、保持して、HPE のデータをセキュリティ違反から守り、安全なサービスと製品を提供しなければなりません。
- 5.5 サプライヤーは、データネットワーク・セキュリティに関する付則および個人情報保護に関する付則で定めたセキュリティ違反の通知要件に従わなければなりません。

6. 機密情報

HPE の機密情報。「機密情報」とは、次の開示された情報またはデータを意味します。(i)開示時に専有情報または機密情報であることが明記されているもの、(ii)HPE または顧客の製品(発見、発明、研究、改善、計画、ロードマップ、開発、製造またはその販売を含みます)、プロセスまたは一般業務(販売費用、利益、価格設定方法、組織および従業員名簿を含む)に関する情報、および HPE の情報システム、HPE または顧客の技術データ、HPE または顧客の顧客、本契約、および(本契約に含まれているかどうかに関係なく)一切の価格情報にアクセスすることで得られる情報と見なされる、またはこれらに関連するもの、(iii)顧客から提供された情報、またはこれらに関連するもの、(iv)口頭で開示された場合、開示時点で専有情報または機密情報であると特定され、かつ開示から 30 日以内にサプライヤーに届けられた要約書で専有情報または機密情報と説明されているもの。

- 6.1 HPE の機密情報に関する義務。サプライヤーは、機密情報の不正な使用、流布、開示または公表を防ぐために機密情報を保護し、サプライヤーの従業員にも同様の対応を徹底させるものとします。サプライヤーは、機密情報を知る必要があり、少なくとも本契約の規定と同程度の厳格さを持つ守秘義務を負う従業員のみ、機密情報を開示できます。機密情報にかかる各受領者には、本契約に基づくサプライヤーの義務が通知されます。受領した機密情報は、本契約を履行する目的でのみ使用できます。サプライヤーまたはその関係会社が召喚状、裁判

所命令または類似の法的手続きもしくは適用される政府の規制によって機密情報の開示を求められた場合、サプライヤーは、かかる要請または義務について HPE に速やかに通知し、HPE が自らの判断により適切な保護命令または保護手続きを定めることができるようにします。機密情報に関する義務は、本契約の終了後も恒久的に存続します。

- 6.2 「サプライヤーの機密情報」とは、本契約に定めた相互に合意された価格設定を意味します。HPE は、サプライヤーの書面による同意なくサプライヤーの機密情報を第三者（HPE に代わってサービスを実行する代理店または下請業者を除く）に開示しません。本契約のその他の条項にかかわらず、かかる機密情報を開示しない HPE の義務は、本契約の満了または早期終了（またはその更新）の 2 年後に終了するものとします。
- 6.3 **除外事項。** 上記の機密保持義務は、以下の機密情報には適用されません。(a) 開示当事者が開示する前から受領側当事者に既に知られているもの、(b) 受領当事者の責によらず公知の情報である、または公知の情報になるもの、(c) 受領当事者が秘密保持の義務なく第三者から正当に受領したもの、(d) 受領当事者が独自に開発したもの、(e) 法律の下で開示されているもの、(f) 開示当事者の書面による事前の承認を得て受領当事者によって開示されるもの。
- 6.4 **情報システムへのアクセス。** HPE または顧客の情報システムへのアクセスは、サービスまたは成果物を提供する目的のみで認められ、HPE とサプライヤーの間で別途必要に応じて合意された特定の HPE または顧客の情報システム、アクセス場所、時間帯および人材は制限されます。HPE または顧客は、サプライヤーの従業員、再委託先または代理人が HPE または顧客の情報システムにアクセスする前に、それぞれに対して個別の契約書に署名するよう要求できるものとします。アクセスは、HPE または顧客の業務管理方針、情報保護方針、基準、および指針を条件とし、随時変更できるものとします。サプライヤーは、HPE がアクセスを許可した特定の場所のみから情報システムにアクセスすることに同意します。HPE または顧客の敷地外からのアクセスについては、HPE が情報システムへのアクセスに使用する特定のネットワーク接続を指定します。

7. 損害賠償の制限条項

- 7.1 以下に記載する場合を除き、損害が不法行為、保証、契約または他の法律理論を根拠とするかを問わず、また損害の可能性について知らされていたとしても、契約当事者は、本契約の履行に起因する他方当事者の特別損害、間接的損害、または付随的損害（データ、利益または収益の損失、資本コストまたは休止時間の経費を含む）に対し、あるいは懲罰的損害に関して他方当事者に対し責任を一切負いません。
- 7.2 以下にさらに記載する場合を除き、本契約の履行または本契約の条項または目的の推進から生じた他方当事者に対する各当事者の責任は、(a) \$ 2,000,000.00 ドル（2 百万ドル）、または (b) そのような損害によって生じる「適用料金」の 5 倍を上限とします。本節の目的のため、「適用料金」には、i) 支払い済み、ii) 支払われるべき、または iii) サプライヤーが本契約に基づきすべての義務を完全に履行した場合に支払われるすべての料金を含みます。
- 7.3 上記にかかわらず、責任の制限または免除は、契約の補償、機密情報、または個人データまたはデータセキュリティの項の下でのサプライヤーの義務にも、人身傷害、死亡、または器物破損の主張に対する一方当事者から他方当事者に対する賠償責任も、サプライヤーの義務にはあてはまりません。

8. 補償

- 8.1 **補償。** サプライヤーは、第三者の主張、損失、抵当権、要求、弁護士費用、損害、賠償責任、費用、経費、義務、訴因または訴訟（総称して「請求」といいます）から、HPE、その顧客および認定ユーザーを弁護し、補償し、保護し、害が及ばないようにすることを保証します。このような請求とは、以下を原因とする場合を範囲とします。(i) サプライヤーまたはその従業員の過失行為または不行為または故意の不正行為、(ii) サプライヤーまたはその従業員による契約違反、(iii) サプライヤーまたはサプライヤーの 1 人もしくはその従業員が被った財産の損失、損害、人身傷害または死亡、(iv) 本契約に基づきサプライヤーが提供する知的財産権が第三者の知的財産権を侵害したり不正流用したという主張。

- 8.2 サプライヤーは、HPE が一当事者である管轄権を有する裁判所が決定した通りに請求が HPE の過失、無謀

な行為または故意の違法行為から生じたことと相応する範囲で、本節に基づく義務に対する責任を負わないものとします。

- 8.3 HPE は、HPE からサプライヤーに書面または電子フォーマットで提供された情報または資料（「HPE コンテンツ」）に対する任意の第三者の知的財産権への侵害の主張に関連した第三者の主張または法手続に起因した、すべての請求、訴訟による賠償責任、損害、費用および経費（合理的な弁護士費用を含む）から、HPE、サプライヤーおよびその役員、取締役、従業員、および認可代理人を弁護し、補償し、害が及ばないようにすることを保証するものとします。ただし、サプライヤーが、かかる HPE コンテンツを本契約に指定された通りに合理的に使用し、かかる請求を避ける方法としてサプライヤーが HPE コンテンツを実行または使用することが合理的ではない場合に限りません。
- 8.4 HPE の前述の弁護義務および補償義務は、侵害の主張の原因が、(a) HPE、その代理店または請負業者によって明示的に承認または作成されていない HPE のコンテンツの変更、修正または改訂、(c) 本契約書または適用される作業範囲記述書で特に禁止されている方法でのサプライヤーによる HPE コンテンツの使用、(d) HPE が使用を承認しなかった場合の、HPE が所有、指定、開発、提供したのではない製品または情報と組み合わせたサプライヤーによる HPE コンテンツの使用には適用されないものとします。
- 8.5 差止命令に対する救済策。ライセンス製品、成果物またはその一部を、単独で、または他の機器、ソフトウェア、方法またはサービスと組み合わせて使用することが禁止される場合、サプライヤーは独自の裁量と費用負担で、以下のいずれかを行うものとします。(i) HPE および顧客に対して、ライセンス製品および／または成果物を使用し続ける権利を調達する、(ii) ライセンス製品および／または成果物を同等の機能および性能を有する侵害のないバージョンで置き換える、(iii) 機能または性能を損なうことなく、ライセンスおよび／または成果物を侵害のないものに変更する。前述のいずれかの救済策が合理的に実現不可能な場合、サプライヤーは、実現可能なその他の救済策に加え、禁止されたライセンス製品または成果物に対するすべての費用を HPE に払い戻し、かかる差止によって HPE が負担した一切の費用を返還します。
- 8.6 除外事項。前述の規定にかかわらず、サプライヤーは、HPE によるライセンス製品もしくは成果物の不正変更、またはサプライヤーもしくは HPE が提供したのではない機器、ソフトウェア、またはサービスとライセンス製品もしくは成果物との併用に起因する請求に対して一切の責任を負いません。ただし、かかる変更または併用がなければ知的財産に関するかかる請求が発生しなかったこと、およびライセンス製品および／または成果物と、本契約の SOW、ソフトウェアの補遺、またはサプライヤーの仕様、設計書または文書の性質からかかる併用を合理的に推測できないことを前提とします。
- 8.7 通知。HPE は、請求についてサプライヤーに速やかに通知します。サプライヤーが権利の留保を行わずにかかる請求の抗弁責任を負う場合、HPE は、(サプライヤーの費用負担で) 抗弁に必要な権限、情報および合理的な支援をサプライヤーに提供します。サプライヤーがかかる請求の解決を熱心に追求しなかった場合、またはかかる請求の解決を勤勉に追求するという合理的な保証を HPE に対して提供できない場合、HPE は自らの他の権利および救済策を制限することなく、かかる請求に対して抗弁し、その抗弁にかかったすべての費用をサプライヤーから徴収できるものとします。サプライヤーが示談または和解の締結を希望する場合は、HPE の事前承諾が必要となります。HPE および他の被補償者は、自らの判断でかかる請求に対する抗弁に参加できます。

9. 解約

- 9.1 事由による解約。いずれかの当事者が、(i) 作業範囲記述書または注文書の条項、または(ii) かかる作業範囲記述書または注文書に関する本契約の条項に違反した場合、一方の当事者は他方の当事者に書面で通知し、いずれの場合でもかかる違反が 30 日以内に、または元請契約の要件に基づく場合はより短い期間内で解決されない場合、かつ違反当事者が書面による通知を受領した後に、本契約に基づく作業範囲記述書または注文書を終了することができます。
- 9.2 事由に基づかない解約。HPE は、14 日前までに書面でサプライヤーに通知することにより、事由に基づかず

に、いかなる場合も法的責任を負うことなく、本契約または作業範囲記述書および注文書の全体または一部を終了する権利を留保します。第 9.3 項は、下請法が適用される取引には適用されません。

- 9.3 解除の効果 - サービス。作業範囲記述書または注文書が終了次第、サプライヤーは、進行中のすべて作業または終了日より前に完了したすべての作業を HPE に直ちに提供します。かかる契約終了の結果として HPE がサプライヤーに対して持つ唯一の義務として、HPE は、進行中の作業については HPE が判断した公正な価格で、および終了日より前に完了し承諾されたサービスおよび成果物に対しては合意した価格をサプライヤーに支払います。
- 9.4 資材の返還。本契約の終了、または SOW に基づくサプライヤーの義務の履行完了のうちより早い時点で、サプライヤーは、本契約に基づき HPE または顧客から提供された一切の資材および／またはツール、および HPE または顧客からサプライヤーに提供された書面による一切の機密情報を HPE に速やかに返還するものとします。

10. 輸出入に関する順守事項

- 10.1 HPE およびサプライヤーは、適用される米国およびその他の各国の輸出入および取引に関する一切の法令および規制を順守します。このために、サプライヤーは以下を保証します。(i) サプライヤーは、必要に応じて、また HPE の要請に応じて、HPE が適用される規制に基づいて適切な輸出入分類を決定するために十分な、商品、ソフトウェア、技術またはサービスに関する技術仕様書を HPE に提供する、(ii) サプライヤーの知る限り、サプライヤーは米国政府の国際貿易制裁リストに記載されておらず、そのように記載される場合には HPE に直ちに通知する、(iii) サプライヤーは、禁止されているあらゆる製品、ソフトウェア、技術、技術データ、技術援助を、米国輸出規則補則パート 740 の No.1 として指定されたカントリーグループ D:1、E:1、E2 (<http://www.access.gpo.gov/bis/ear/pdf/740spir.pdf>) に発表、移転、輸出する前に、以下に同意する：(i) サプライヤーは、必要な米国政府の許可を得る、(ii) HPE によって禁止されているソフトウェア、技術、技術データまたは技術援助が提供される場合、サプライヤーは HPE から書面による許可を得る、(iii) サプライヤーは記録上の輸出者であることに同意し、米国の輸出および再輸出に関する法律および規制を含むすべての適用可能な輸出法の順守に対して責任を負う。

11. SOW のプロジェクト条件

- 11.1 元請契約。HPE およびサプライヤーは、サービスまたは成果物に適用可能な HPE と顧客との間の元請契約に記載された契約条項(「フローダウン」)がサプライヤーに対する拘束力を持つことに合意します。これらの顧客フローダウンおよびすべての追加詳細情報または明細情報は、SOW に記載します。
- 11.2 旅行、許可、ビザ、ライセンスおよび検査証。サプライヤーは、サービスの完了に必要なすべてのライセンス、許可および検査証を調達し、これらに対する支払いを行います。HPE から要請された場合、サプライヤーは、許可証、書面による承諾、ライセンスおよび検査証の受領後、速やかにそれらすべてのコピーを HPE に提供します。サプライヤーは、本契約の下で業務に指定されたすべての実施要員が、サービスを行う国の移住法と労働許可法に従い、従って、必要なビザ、労働許可証、または同類のものを保有することを保証するものとします。HPE が要請次第、サプライヤーは本節を順守する証拠を HPE に提供し、本節を順守しなかった結果から HPE が損害を受けないように補償するものとします。
- 11.3 サプライヤー認定およびトレーニング。サプライヤーは、実施要員がサービスを実施するための適切なトレーニングを受け、サービスの提供に必要な認定およびライセンスを取得していることを保証します。
- 11.4 スケジュールの履行。以下のすべてのサービスおよび／または成果物については期限厳守が重要です。
- 11.5 サプライヤーの資材およびリソース。HPE、顧客または他の指定された第三者から提供される場合を除き、サプライヤーは、SOW に記載されたサービスの提供に必要な、必要かつ適切なすべての書類、ソフトウェア、機器、ツール、製図、図表またはその他の資材リソースを保有するものとします。SOW に別段の定めがない限り、HPE は資材リソースまたは施設を提供しません。

- 11.6 **危険な資材。**サービスを提供するために、危険な資材の使用、取扱い、保守、取外し、移送または他の処理を行う必要がある場合、サプライヤーはかかる処理に対して責任を負います。サプライヤーは、安全かつ専門的な方法で、一般的な業界標準、慣例および、一切の米国連邦、州、郡または地方の法令、条例、または規制に準拠して、一切の危険な資材を管理しなければなりません。サプライヤーは、危険な資材に必要なおよび関連する一切の許可またはライセンスの提供、管理および最新性の確保に対して責任を負います。
- 11.7 **サプライヤーの実施要員。**すべての実施要員は、サプライヤーの指示、監督および管理を受けます。サプライヤーは、HPE、その役員および従業員に対して、また同左のためにサービスを提供する際に実施要員の行為と安全に対する完全な責任があります。サプライヤーは、実施要員の間で厳格な規律を推し進め、秩序を保つものとし、実施要員全員に本契約の該当する条項の順守を徹底させるものとします。サプライヤーは、割り当てられた作業に不適任または未熟の実施要員を採用しないものとします。誤解を避けるために述べると、従業員は HPE の従業員ではありません。サプライヤーは、実施要員の報酬の提供および支払いを行い、また、雇用主が従業員の雇用に関連して支払う必要のある一切の税、拠出金および給付金(作業員の補償給費など。ただしこれに限らない)を支払うものとします。HPE は、報酬、給付または納税の義務履行に関するサプライヤーの怠慢に関して、サプライヤーまたはその従業員に対して責任を負わないものとします。サプライヤーは、かかる一切の税、拠出金および給付金について HPE を補償し、弁護し、HPE に損害が及ばないようにするものとし、必要な報告書および申告書の提出を含めてすべての関連する政府規制を順守します。
- 11.8 **再委託先。**サプライヤーは、HPE の書面による事前承諾がない限り、いかなるサービスまたは成果物もその他の人物または事業体に再委託してはなりません。サプライヤーは、安全性、セキュリティ、機密性、個人情報、保険、保険証書、補償、HPE のアクセシビリティ要件、HPE の臨時雇用者向け行動規範と HPE の社会・環境に対する契約に基づく責任方針に関して、サプライヤーに課されるものと同じ義務を再委託先にも課することに同意します。サプライヤーは実施要員全ての行動に対して責任と義務を負います。再委託サービスに対する報酬は、契約の第 2 節「財務条件」に従いサプライヤーが請求する手数料および費用に含まれるものとします。
- 11.9 **犯罪履歴調査。**適用される法律で許される範囲内で、サプライヤーは、本契約書で特定されている通り、サービスを提供する 12 カ月前以内に実施要員が犯罪履歴調査に合格しない限り、いかなる現場においても前述の実施要員に就労することを許しません。これは継続要件であり、実施要員はこの犯罪履歴調査を年間単位で受け、合格しなければなりません。犯罪者の背景調査は、以下の期間中に社員が居住していた、または勤務していたすべての管轄区域を対象とします：(i) 過去 7 年間の重罪および軽罪の犯罪歴の確認(または法律によって制限されている場合はより短い期間)、(ii) 運転が対象者の任務要件である場合、過去 3 年間の運転記録の確認(または法律によって制限されている場合はより短い期間)。該当する法律で別途禁止されている場合を除き、以下のいずれかの犯罪について有罪判決を受けた人物は、いかなる現場でも働くことができません：人に対する犯罪。武器、爆発物、放火などの犯罪。コンピュータ/ネットワークの使用/誤用を伴う犯罪。営業秘密/専有情報の盗難、強盗、窃盗、横領、汚職、贈収賄、偽造、詐欺、窃盗犯罪を含む犯罪。違法薬物や統制薬品の所持、製造、輸送、または販売を伴う犯罪。
- 11.10 **前職。**HPE または顧客の敷地内での違法行為によって前職を解雇された個人は、現場に立ち入ることができません。また、HPE の書面による事前認可がない限り、サプライヤーは、SOW に基づくサービスの履行にかかる個人を故意に任命しないものとします。適用される SOW に指名された実施要員に、かかる実施要員の勤務初日の直前 12 カ月間のどの時点でも HPE の正社員であった人物を指名することはできません。HPE の元従業員で早期退職制度により HPE を退職した実施要員は、HPE を退職してから必要な 24 カ月間の期間が経過してからでないと、適用される作業範囲記述書の作業に指名されることができません。
- 11.11 **臨時雇用者向け行動規範。**サプライヤーは以下に記載されている HPE の臨時雇用者向け行動規範を順守します：<https://h20168.www2.hpe.com/supplierextranet/index.do>

- 11.12 **社会および環境に対する責任。**サプライヤーは、同書で記述する管理システムの設立を含め、HPE サプライチェーンの社会および環境に対する責任方針と以下のリンクにある HPE 電子産業行動規範に従います：
GP 標準規約- 日本
HPE 機密

<https://h20168.www2.hp.com/supplierextranet/index.do>

12. 顧客とのやりとり

- 12.1 **顧客との連絡。**プロジェクトの納品段階中、サプライヤーは、サービスおよび／または成果物の提供の履行に必要な連絡にのみ限り、顧客と直接連絡を取ることができます。
- 12.2 **新規および追加の業務。**サプライヤーがサービスの提供中に継続処理業務の可能性またはサービスに具体的に関連する追加的な機会の存在を認識した場合、サプライヤーはかかる情報を HPE に開示します。
- 12.3 **サプライヤーの営業努力。**サプライヤーは顧客との直接的なビジネス機会を維持および／または追求することが可能です。ただし、サプライヤーの実施要員が本契約に基づくサービスの提供に従事している場合、かかる実施要員は、HPE の合理的見解で顧客からの将来のビジネスの勧誘と見なされる活動に従事できません。

13. 保証

- 13.1 **サービスに関する保証。**サプライヤーは、以下を保証します。(i)すべてのサービスが、サプライヤーの業界内の最高の専門家によって、同等の範囲内で、同様の場所で、同様の場所で実施されるスキルとケアの基準と合致した、プロフェッショナルな方法によって、サプライヤーが実施する本契約の要件に適合すること、(ii) サプライヤーは、本契約の条件に従ってサービスを実行するのに十分な経験を持ち、適格な資格を有し、登録され、ライセンスを有し、十分な設備を備え、組織されており、資金を提供されていること、(iii) 本契約に基づくサービスの提供に関して、何らかの形で妨害または不一致を生じさせたり利害の衝突にあたる義務または制限はなく、今後それらの義務または制限を引き受けることもないこと、(iv) HPE に提供されたすべての資材や機器、および関連する技量には、過誤、障害、欠陥がなく、すべてのサービスが完了してから 12 カ月間本契約の要件に準拠すること。計画、仕様、または再委託契約に基づいて、または設置された製造済みユニットに関連して、資材、設備、または技量に長期間の保証が指定されている場合は、長い方の保証期間が適用されます。サプライヤーは、本契約で後述する通り、製造元が保証を提供しているすべての資材と設備が、HPE の名前にかかる製造元に登録されるように手配します。
- 13.2 **HPE のアクセシビリティ要件。**サプライヤーは、本契約に基づいて提供されるライセンス製品、サービス、および／または成果物が、リハビリテーション法第 368 条(36 CFR§1194)の第 508 条に準拠するために必要な適用法および情報技術アクセシビリティ基準、および HPE アクセシビリティ要件 (<http://www8.hp.com/us/en/hpe/hp-information/accessibility-aging/>) に世界的に定めている他の適用されるアクセシビリティ基準と規制を順守することを保証します。
- 13.3 **違反に対する救済策。**
- (a) サプライヤーが第 13.1 節「サービスに関する保証」および第 13.2 節「HPE アクセシビリティ要件」に違反した場合、HPE は第 9 節「解約」に基づく権利を行使するか、または HPE もしくは顧客が費用を負担することなく、HPE もしくは顧客が瑕疵もしくは準拠違反を発見したサービスのすべての部分をサプライヤーに直ちに再履行させるかを選択できます。

14. 知的財産権

- 14.1 **保有する権利。**各当事者は、それぞれが所有する既存の知的財産を他方当事者に開示するかどうかにかかわらず、本契約で付与されているライセンスに従い、かかる既存の知的財産にあるおよびそれらに対するすべての権利、権原、および利益を有します。
- 14.2 **既存の知的財産。**
- (a) サプライヤーは、本契約に関してサプライヤーまたは第三者のいかなる既存の知的財産も使用してはなりません。ただし、サプライヤーが HPE または顧客の利益のためにかかる知的財産を使用する権利を有する場合は除きます。サプライヤーがかかる既存の知的財産の所有者でない場合、サプライヤーは、サプライヤーが本契約を順守するため、および HPE が元請契約を順守するために必要なすべての権利をかかるとして取得します。

- (b) サプライヤーは、サプライヤーおよび第三者の既存の知的財産が成果物に取り入れられた範囲で、かかる既存の知的財産に対する非独占的な、無償の、全世界における、恒久的なかつ取消不可能な権利を HPE に付与します。かかる権利には、かかる既存の知的財産の製造、製造委託、販売、使用、複製、変更、適用、表示、配布、他のバージョンの作成および開示を行い、同様の処理を他者に再許諾する権利が含まれます。
- (c) サプライヤーは、次の条件を満たす場合を除き、オープンソースまたはフリーウェアからの第三者の資材を成果物に取り入れません: (i) 成果物の特定の要素が第三者の資材を含むことをサプライヤーが SOW に明記していること、(ii) 対応する第三者のライセンスおよび使用制限についてサプライヤーが SOW に明記していること、(iii) HPE が承諾し、その証として両当事者が SOW (または完全に締結された他の契約書) に署名していること、および (iv) オープンソース資材については、HPE が HPE オープンソース検証プロセスに準拠して承諾していること。サプライヤーは、成果物またはサプライヤーから提供されるその他の資材に含まれるソフトウェアコンポーネントに関するすべての第三者のライセンス(すべてのオープンソースのライセンスを含みます)をサプライヤーが順守し、今後も準拠することを表明し保証します。サプライヤーは、サプライヤーが第三者のライセンスに関する要件を満たさなかったために HPE または HPE の顧客に発生したすべての損失および賠償責任について HPE を補償します。

- 14.3 **成果物の所有権。** 既存の知的財産におけるサプライヤーおよび第三者の権利に従い、同左に関するすべての成果物および知的財産権は HPE に帰属し、サプライヤーは本契約に基づいてかかる権利(著作権法 27 条および 28 条に記載された権利を含みます)を HPE に譲渡します。サプライヤーは、HPE が成果物に対する一切の特許権、発明者証、実用新案またはその他の権利、著作権または企業秘密を所有し、サプライヤーから追加的な報酬の請求を受けることなく、またサプライヤーから異議申立て、反対または干渉を受けることなく、成果物を使用する完全な権利を有することに同意します。サプライヤーは、HPE の費用負担で、HPE がいずれかの国で成果物を保護するために著作権またはその他の権利を調達、維持および弁護する際に必要な文書に署名し、その他の形での支援を提供します。サプライヤー、サプライヤーの代理人、従業員および再委託先は、本契約の満了日もしくは終了日、または HPE からの要請に基づく日のいずれかのうち最も早い時点で、成果物を HPE に提供します。サプライヤーは、成果物に関係する著作者の道徳的権利を行使せず、HPE の下で成果物が公開されることに同意するものとします。日本、HPE またはその関係会社(ヒューレットパッカード開発カンパニー、L.P.を含む)

15. 保険

- 15.1 SOW の履行中、サプライヤーは、サプライヤーの費用負担で、本契約から生じるサプライヤーのすべての責任をカバーするのに十分な包括的責任保険を完全に有効に維持します。他のあらゆる保険の不足または利用できないことは、本契約で定めるサプライヤーの HPE に対する義務や責任を制限または減じるものではありません。

16. 現場のセキュリティおよび安全性

- 16.1 **セキュリティ要件。** サプライヤーの実施要員は、HPE または顧客が定める「現場のセキュリティおよび安全性の要件」を常に順守する必要があります。かかる要件は、SOW に指定された HPE のプロジェクト管理者からサプライヤーに連絡または提供されます。

17. 一般規定

- 17.1 **汚職防止法。** HPE はサプライヤーに対し、HPE が米国海外腐敗行為防止法(「FCPA」)、英国贈収賄防止法(「UKBA」)、および他の世界の汚職防止法を順守する義務があることを通知します。これらの法律は、HPE またはその関係会社が、直接か間接かを問わず、営利組織の代表、外国政府や外国政治団体の職員、政党役員、または外国の公務候補者に、公的な立場での何らかの行動または決定に影響を与える目的で、または事業を獲得、保持、指示したり、不適切な事業利益を確保したりする上で HPE またはその関係会社を支援するよう外国政府への影響力を利用するよう職員を仕向ける目的で、有価物を支払うことまたは支払いの約束をすることを禁じています。サプライヤーは、HPE が FCPA、UKBA または他の適用される汚職防止法または規則に違反することになるいかなる行動も取らないことに合意します。サプライヤーがそうした違反に気づいた場合は、直ちに HPE に通知します。

同意の条件として、HPE が適切と見なす制限を独自の判断で課すことがあります。サプライヤーは、前述の(ii)または(iii)に基づき開示を行う 10 日前までに HPE に対して書面で通知するものとします。

- 17.10 **免責事項。**両当事者が本契約に基づく自らの権利を行使しなかった場合またはその行使が遅れた場合でも、かかる権利を放棄、喪失、または変更したものと見なされないものとします。本契約への違反について権利放棄した場合でも、将来の違反に対する権利放棄とは見なされないものとします。いかなる権利放棄も書面で行い、両当事者の代表者が署名しなければなりません。
- 17.11 **可分性。**本契約のいずれかの条件または条項が違法または法的強制力がないと見なされる場合でも、本契約の他の条件または条項の有効性または強制力には影響しないものとします。かかる場合、両当事者は、本契約締結時の両当事者の本来の意図に最も近く、有効で強制力のある代替の条項を合議の上策定するか、またはかかる条項を追加できない場合は公正な調整を行います。
- 17.12 **存続条項。**以下の条項は、本契約の終了後または満了後も継続して有効です：第 4 節（権利付与 - ライセンス製品）、第 5 節（データセキュリティとプライバシー）、第 6 節（機密情報）、第 7 節（損害責任の制限条項）、第 8 節（補償）、第 10 節（輸出と輸入のコンプライアンス）、第 13 節（保証）、第 14 節（知的所有権）、第 15 節（保険）、第 17 節（一般規約）、当該条件に関してサプライヤーに追加の義務を課すあらゆる顧客フローダウン、およびその文言または文脈から存続が暗示される条項、および成果物のために HPE に付与されたすべてのライセンス。
- 17.13 **完全合意。**本契約は、本契約に規定された主題に関する当事者間の完全な合意を構成し、口頭または書面を問わず、本契約以前のおよび同時に存在する一切の了解事項、合意および表明よりも優先されます。本契約に対する補足、変更または修正は、本契約の修正である旨を明記した書面を作成した上で、本契約の修正権限を有し各当事者から任命された代表者がかかる書面に署名しない限り、拘束力を持ちません。本契約の目的上、「書面」は、クリックラップ、シュリンクラップ、またはライセンス製品に関連する類似の用語を特に除外するものとします。
- 18. 定義**
- 18.1 「関係会社」とは、任意の当事者に関して、直接的または間接的に(a)当事者を管理する、(b)その当事者によって管理されている、(c)当事者との共同管理下にある(この場合、「管理」とは、直接的または間接的な過半数所有権または最低所有権所有権を介して、法的に認められる主体の管理および方針を指示するまたは指示させる権限を所持することと定義されます)企業、または法的に認められる事業体を意味します。事業体は、かかる支配が存在する場合に限り、関係会社とみなされます。
- 18.2 「準拠法」とは、本契約に基づくいずれかの当事者による履行に適用される、すべての連邦、国、外国、州および地方の政府機関の一切の憲法、法令、制定法、条例、政令、命令、判決、布告、差止命令、規則、規制、許可および法的拘束力のある要件を指します。
- 18.3 「認定ユーザー」とは、HPE、HPE の関係会社、それぞれの各合弁会社、従業員、代理人、コンサルタント、請負業者、およびサービス会社を指します。
- 18.4 「顧客」とは、HPE の顧客または HPE が製品またはサービスを提供することに合意した顧客を指します。
- 18.5 「日」とは、暦日を指します。
- 18.6 「成果物」とは、SOW に基づきサプライヤーが HPE に対する義務を履行するために、HPE または顧客に提供する有形の品目を指します。
- 18.7 「関税込み仕向地持ち込み渡し」とは、以下を意味するものとします。(i) サプライヤーが輸入通関用にライセンス製品を HPE に納品する、(ii) 輸送中はサプライヤーがライセンス製品を所有する、(iii) 注文書で指定された宛先へのライセンス製品の納品時に、所有権と損失のリスクが HPE に移る、(iv) 注文書で特定された目的地にライセンス製品を配送するために必要な貨物料、船積み料、関税および税金を含むがこれに限定されないすべての費用はサプライヤーが支払い、負担する、(v) サプライヤーがライセンス製品を保存、包装、取り扱い、

または梱包しなかったことによる損失または損害については、サプライヤーが責任を負う、(vi) 損失のリスクが HPE に移るまでは、サプライヤーがすべてのライセンス製品に保険を掛ける責任を負う。

- 18.8 「HPE」とは、本契約(第 2 節「財務条件」条項を除く)全体において、HPE、日本ヒューレット・パカードおよびその関係会社を指します。第 2 節(財務条件)内では、「HPE」とは本契約に関連して注文書を発行する HPE 事業体を意味します。
- 18.9 「情報システム」とは、ネットサービス、コンピュータ、コンピュータシステム、通信システムおよびその他の情報システムを含むがこれに限定されない情報システム、そして、パスワード、トークン、キー、ログオンスクリプト、またはその他の認証情報を含むがこれらに限定されないかかるシステムへのアクセス手段を意味します。
- 18.10 「知的財産権」または「知的財産」とは、特許権、著作権、著作者人格権、企業秘密、マスクワーク、商標、サービスマークおよびその他の知的財産権に関する一切の権利を指します。
- 18.11 「社内使用」とは、フェイルオーバー時の使用、自宅での使用、遠隔地での使用、移動中の使用、偶発的な使用など(これらに限らない)を含め、社内情報処理サービスおよびコンピュータ処理のニーズに基づいて HPE およびすべての認定ユーザーが全世界において使用することを指します。
- 18.12 「ライセンス期間」とは、「ソフトウェア補遺」で指定された発効日から始まる無期限の期間または規定された一定期間を指します。
- 18.13 「ライセンス製品」とは、「ソフトウェア補遺」に列記および記述され、すべてのバージョン、プラットフォームおよび言語によるサプライヤーのソフトウェアプログラム(オブジェクトコード形式のみ)、および、本契約に基づきサプライヤーが HPE に提供する、または提供する必要がある、それに関するすべての関連文書、バグ修正プログラム、更新、アップグレードまたは新しいバージョンを指します。
- 18.14 「オープンソース」とは、ソフトウェア、またはかかるソフトウェアまたはかかるソフトウェアとともに組み合わせられたまたは配布された他のソフトウェアを使用、変更または配布する条件として、(i)ソースコード形式で開示または配布されている、(ii)派生製品を作成するためにライセンス許諾されている、または(iii)無償で再配布できることを要求するライセンス条件を持つあらゆるソフトウェアを指します。
- 18.15 「アウトソーシングサービス」とは、以下を意味します。HPE が、(i)顧客のデータ処理業務の全部または一部の日常的運用および管理の責任を負う、または、(ii)施設管理、システムインテグレーションまたは同様のサービスを行う、(iii)ライセンス製品をホストし、顧客に引き渡すか、または別の方法で提供する、または(iv)サービスとしてライセンス製品へのアクセスまたは使用を提供する、(v)、顧客にビジネス・プロセス・アウトソーシング・サービスを提供する。これらはすべて、ライセンス製品が顧客の現場または第三者のロケーションまたは HPE 施設に存在するかどうかに関係なく、顧客または HPE によってライセンス許諾されているかに関係なく、顧客、HPE または第三者の所有機器上で使用されるかどうかにも関係ない。
- 18.16 「実施要員」とは、本契約に基づいてサービスまたは成果物を提供するために、サプライヤーまたはサプライヤーの再委託先が雇用契約または委託契約を締結した作業員を指します。
- 18.17 「既存の知的財産」とは、サプライヤーが本契約に基づいてサービスの提供を開始する前に、いずれかの当事者もしくは第三者が考案もしくは開発した知的財産、または成果物とはまったく関係なく考案もしくは開発された知的財産を指します。
- 18.18 「元請契約」とは、HPE と顧客の間でプロジェクトに関して提案または署名された契約および/または SOW を指します。
- 18.19 「製品」とは、本契約に基づき、サプライヤーから提供されたか提供されるべきハードウェアおよび/またはライセンス製品を指します。
- 18.20 「プロジェクト」とは、HPE が 1 つまたは複数の元請契約に基づいてサービスまたは成果物をサプライヤーから調達する可能性がある明確な機会を指します。

- 18.21 「注文書」とは、本契約を参照して HPE からサプライヤーに対して発行される書面（電子、ハードコピーまたはファックス）の注文書を指します。
- 18.22 「サービス」とは、サプライヤーが SOW の定義に基づいて提供するもしくは契約上提供する予定であるサービス（成果物を含みます）、またはソフトウェア補遺で定義されているライセンス製品のサポートと保守を指します。
- 18.23 「現場」とは、サービスが提供される HPE、第三者または顧客のロケーションを指します。
- 18.24 「ソフトウェア補遺」とは、SOW の別紙として、ライセンス製品ならびにそのサポートおよび保守について記述した GP 標準規約カテゴリーの補遺を指します（必要な場合）。
- 18.25 「SOW」または「作業範囲記述書」とは、サプライヤーが HPE または顧客、および提供するサービスまたは成果物、および関連する業務条件について記述し、HPE およびサプライヤーにより署名された書類を指します。
- 18.26 「再委託先」とは、サプライヤーまたはその他の再委託先と直接契約を結び、本契約に基づくサービスの一部を履行する第三者を指します。
- 18.27 「サポートおよび保守」とは、サプライヤーがソフトウェア補遺の規定に基づいて提供する必要があるライセンス製品のサポートおよび保守に関する条件を指します。
- 18.28 「商用」とは、HPE が顧客へ再販すること、HPE が顧客を代理して使用すること、顧客が使用すること、および HPE に対してまたはその顧客を代理してサービスを実施する請負業者が関連して使用することを指します。